

ご説明資料

令和6年1月

実施状況評価の考え方の整理について

IR整備法第37条に基づく認定区域整備計画の実施の状況の評価（以下「実施状況評価」という。）の考え方について、IR整備法やIR基本方針の内容を踏まえて、以下のとおり整理。

1. 実施状況評価の趣旨

- 経済社会情勢の変化を踏まえ、認定区域整備計画（事業計画を含む。以下同じ。）の実施の状況について定期的に確認し、見直しを行っていくため、計画に基づく取組の状況及び目標の達成状況について、国土交通大臣が毎年度評価を行うもの。

2. 実施状況評価の手順（概要）

- 国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況について、都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況についての報告を求めることができ、都道府県等は、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を取りまとめて報告を行う。
- 毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。評価に関する審査委員会の会議は、公開する。ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。
- 審査委員会は、都道府県等が取りまとめた報告や、審査委員会における都道府県等及びIR事業者へのヒアリングなどに基づき、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況の評価及び今後改善すべき事項等を含む評価の結果を取りまとめる。国土交通大臣は、取りまとめを踏まえ、実施状況評価を行う。

実施状況評価の考え方の整理について

3. 評価対象とすべき項目の案

- これまで審査委員会において、「要求基準」及び「評価基準」(附帯決議の事項(副次的弊害の防止への配慮、外国から多くの観光客を呼び込む観点の重視)もこれらに含まれる)に基づき審査
- 大阪IR区域整備計画については、認定に際してIR整備法第9条第13項に基づく条件を付している
- 実施状況評価において、上記の各項目について評価していくこととしてはどうか。
- また、認定後にIR事業者が作成した動画等における利用許諾が得られていないアート作品等が存在したことにつき、審査委員会からIR事業者等に再発防止対策の徹底等を求めていることについては、上記の中で確認していくこととしてはどうか(要求基準7など)

実施状況評価の考え方の整理について

4. 実施状況評価書の骨子案

○ 具体的にはIR整備法やIR基本方針の内容を踏まえて、実施状況評価書の構成については、以下のとおりとしてはどうか。

1. 総合評価結果

- 目標の達成状況
- 認定区域整備計画に基づく取組状況
- 認定の際に付した条件に係る取組状況

2. 基本方針に定める以下の各項目の成果目標及び達成状況

- ・ 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与
- ・ 経済的社会的効果
- ・ IR事業を安定的・継続的に運営できる能力及び体制
- ・ カジノ事業の収益の活用
- ・ カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等

3. 審査基準に対応した報告事項(要求基準及び評価基準、認定の際に付した条件における項目ごとの評価)

- 取組内容
- 取組について大阪府市のコメント
- 大阪府が実施した取組
- 翌年度以降の方向性
- 審査委員会からのコメント

※上記の中には事業の進捗状況によって提出を要さないものがあるため、今後整理が必要

実施状況評価の考え方の整理について

5. 実施状況評価の時期及び今後の想定スケジュールについて

- | | |
|------------|---|
| ○本日以降 | 議論の結果を踏まえつつ、引き続き論点を整理

審査委員会を開催(1～2回程度) |
| ○令和6年3月上旬頃 | 実施状況評価の方針決定

～この間、認定都道府県等による報告書提出準備・手続き～ |
| ○令和6年夏頃 | 認定都道府県等からの報告

(※認定設置運営事業者等による財務報告書の提出は令和6年6月下旬頃)

審査委員会開催・評価結果のとりまとめ

実施状況評価結果の通知、公表

(※各省協議、IR推進本部への意見聴取が必要) |

【以下参考資料】

(参考)実施状況評価の考え方の整理について

実施状況評価について、法令等で定められている事項は以下のとおり。

〇IR整備法

(認定区域整備計画の実施の状況の評価)

第三十七条 国土交通大臣は、基本方針に即して、毎年度、認定区域整備計画(事業計画を含む。以下この条において同じ。)の実施の状況について、評価を行わなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の評価を行おうとするときは、認定都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況について、報告を求めることができる。この場合において、認定都道府県等は、認定区域整備計画のうち事業基本計画及び事業計画の実施の状況については、認定設置運営事業者等に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告するものとする。
- 3 認定都道府県等は、前項の規定により認定区域整備計画の実施の状況について報告しようとするときは、協議会が組織されている場合には協議会における協議を、協議会が組織されていない場合には立地市町村等及び公安委員会との協議をしなければならない。
- 4 国土交通大臣は、第一項の評価を行おうとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部の意見を聴かななければならない。
- 5 国土交通大臣は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、認定都道府県等に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 6 認定都道府県等及び認定設置運営事業者等は、第一項の規定による評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならない。

〇IR整備法案に対する附帯決議(平成30年7月19日)

- 三 政府は、特定複合観光施設、とりわけカジノ施設の顧客の多くを日本人が占める可能性があることに鑑み、区域整備計画の認定、認定区域整備計画の実施の状況の評価に当たっては副次的弊害の防止に配慮するとともに、外国から多くの観光客を呼び込むとの観点を重視すること。

(参考)実施状況評価の考え方の整理について

○特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(令和2年12月決定)

12 評価

カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かしたIR区域の整備を推進することにより、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、観光及び地域経済の振興に寄与し、並びに財政の改善に資するためには、経済社会情勢の変化を踏まえ、認定区域整備計画の実施の状況について定期的に確認し、見直しを行っていくことが必要である。このため、IR整備法第37条第1項の規定に基づき、国土交通大臣は、毎年度、認定区域整備計画(事業計画を含む。以下同じ。)の実施の状況について評価を行うこととされている。

(1) 評価の考え方

認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、認定区域整備計画に基づく取組の状況及び目標の達成状況について評価を行うこととする。

特に、カジノ事業の収益の活用については、IR事業の公益性の確保に当たって必要な再投資が行われているかどうか、また、IR事業者の投資余力と比べて十分な再投資が行われているかどうかの観点から、都道府県等及びIR事業者による国内外のIRの状況や類似の国内企業の状況との比較等に基づく説明等を踏まえた上で、評価を行うこととする。

また、都道府県等及びIR事業者は、取組の状況や目標の達成状況を測るための指標(KPI)について、その実績を示すデータを継続的に把握したうえで、毎年度の評価を受ける際に、取組の状況や目標の達成状況について、データで示して説明できるようにする必要がある。

(参考)実施状況評価の考え方の整理について

(2) 評価の方法

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価を行おうとするときは、都道府県等に対し、認定区域整備計画の実施の状況についての報告を求めるとされている。都道府県等は、上記の報告に際して、認定区域整備計画のうちIR事業者がその実施を担う事業基本計画及び事業計画についての実施状況について、IR事業者に対し報告を求め、当該報告について意見があるときは、意見を付して、国土交通大臣に報告することとされている。その際、都道府県等は、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況に加えて、要因分析や翌年度以降における改善に向けた取組等を取りまとめて報告を行うこととする。

また、都道府県等は、認定区域整備計画の実施の状況の報告を行うに当たり、IR施設が設置され、及び運営されている地域における関係者の意見を反映する観点から、協議会における協議又は立地市町村等及び都道府県公安委員会との協議を行うものとされている。

国土交通大臣は、認定区域整備計画の実施の状況についての毎年度の評価に当たっては、公正性及び透明性を高める観点から、審査委員会を開催する。評価に関する審査委員会の会議は、公開する。ただし、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

審査委員会は、都道府県等が取りまとめた報告、前年度までの認定区域整備計画の実施の状況についての評価の結果、区域整備計画の認定審査の際に得た情報、審査委員会における都道府県等及びIR事業者へのヒアリングなどに基づき、認定区域整備計画に基づく取組の状況や目標の達成状況の評価及び今後改善すべき事項等を含む評価の結果を取りまとめることとし、国土交通大臣は、その取りまとめを踏まえた上で、認定区域整備計画の実施の状況についての評価を行うこととする。

(3) 評価の反映

都道府県等及びIR事業者は、国土交通大臣による認定区域整備計画の実施の状況についての評価の結果を、事業基本計画及び事業計画に適時に反映させるなど、認定区域整備計画に係る業務運営の改善に適切に反映させなければならないものとされている。

(参考)IR区域整備計画の認定審査の基準 (令和2年12月18日 特定複合観光施設区域整備推進本部決定)

◆ 要求基準 (認定を受ける前提として、必ず適合しなければならない19基準)

基本方針への適合	[1] 1～5号施設に関する政令要件への適合 [2] カジノ施設の数・ゲーミング区域の床面積の合計 [3] IR区域の一体的な管理 [4] IR施設を確実に設置できる根拠（IR区域の土地の権原や、資金調達の見込み等）についての妥当性 [5] 公平かつ公正な民間事業者の公募及び選定 [6] 地域における合意形成の手続 [7] IR事業者によるコンプライアンスの確保のための体制及び取組 [8] IR事業者の役員及び株主又は出資者についての反社会勢力の排除 [9] 審査委員会の委員へ不正な働きかけを行っていないこと
IR区域が整備される地域	[10] IR区域と国内外の主要都市との交通の利便性
事業基本計画	[11] カジノ事業の収益がIR事業への活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること [12] 設置運営事業者と施設供用事業者との適切な責任分担及び相互の緊密な連携 [13] IR事業者が会社法に規定する会社であること、IR事業の専業 [14] IR事業者によるIR施設の所有 [15] IR事業者が、カジノ事業に伴う有害な影響の排除を行うための措置を適切に実施すること
IR区域の整備の推進に関する施策及び措置の適切な実施	[16] カジノ事業収益を活用した、IR事業の内容の向上、自治体施策への協力、及び収支計画、資金計画との整合性 [17] 認定都道府県等入場料納入金及び認定都道府県等納付金の用途
カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除	[18] IR区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠 [19] 都道府県等が、都道府県公安委員会及び立地市町村等と連携し、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うとともに、ギャンブル等依存症対策基本法の規定に基づくギャンブル等依存症対策推進計画が策定され、これに基づく取組が適切に実施されること

◆ 評価基準 (優れた計画を認定するための25基準)

(1) 国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現	IR区域全体	[1] コンセプトが明確で優れていること [2] 建築物のデザインが地域の新たな象徴となりうるものであること [3] これまでにないスケールを持つこと [4] ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること
	MICE施設	[5] MICEビジネスの国際競争力の向上に十分なスケールを持つこと [6] 重要な国際会議等に対応できる、優れたクオリティを持つこと [7] MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること
	魅力増進施設	[8] 日本の魅力をこれまでにないクオリティで発信するとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	送客施設	[9] 各地の観光魅力を伝えるショーケース機能や、旅行サービスの手配を一元的に行うコンシェルジュ機能を十分に果たすとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	宿泊施設	[10] 客室の広さ・構成・設備が国際競争力を有していること [11] レストランなどの飲食サービス等が優れていること [12] 事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	その他施設	[13] コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること
	カジノ施設	[14] IR全体のコンセプトと調和し、他の施設とバランスがとれていること
(2) 経済的社会的効果	IR区域が整備される地域、関連する施策等	[15] 国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること [16] 交通アクセス改善やインフラ整備等の施策が効果的であること
		[17] MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること [18] 来訪者の旅行消費額の増加や地域の雇用創出が見込まれること [19] 2030年に訪日外国人旅行者数を6,000万人、消費額を15兆円とする政府目標達成への貢献が見込まれること
(3) IR事業運営の能力・体制		[20] IR事業者等が業務遂行能力を有し、適切な役割分担であること [21] 財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること [22] 防災・減災や、安全の確保、感染症対策等の取組が適切に講じられること [23] 地域との良好な関係構築があること
(4) カジノ事業収益の活用		[24] カジノ事業収益を十分活用して、IR事業内容の向上や都道府県等への協力を行うこと
(5) カジノ施設の有害影響排除等		[25] カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること